

報道関係者 各位

平成 21 年 11 月 19 日
社会保険庁社会保険業務センター
総務部企画調整課

(担当) ^{きねぶち} 杵渕、鈴木

(電話直通) 03(5344)1109

旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定による 給付誤りにおける反省点について

社会保険業務センターにおいて、旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定における事務処理の誤りにより年金の給付誤りが発生し、11月11日に公表したところですが、今般、その反省点について、別添のとおりとりまとめ、お知らせするとともに、あらためてお詫び申し上げます。

旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定による給付誤りにおける反省点について

平成 21 年 11 月 19 日
厚生労働大臣
長 妻 昭
社会保険庁長官
渡 邊 芳 樹
社会保険業務センター所長
中 野 寛
社会保険業務センター業務部長
佐 々 木 務

本年 10 月 15 日に年金記録訂正に伴う旧厚生年金保険法の老齢年金の再裁定が行われた方のうち、15 名の方について、再裁定処理後に加給年金額の支給停止処理を一定の期日までに行うべきところ、その入力が遅れたことにより、支給停止すべき加給年金額が支給されてしまう誤りが判明しました。

このため、給付誤りが発生することとなった反省点についてお知らせするとともに、あらためてお詫び申し上げます。

○支給停止処理の対象となる入力データの管理が不十分でした。

再裁定に伴う加給年金額の支給停止処理の入力は、再裁定が行われた日によって、締切期日が異なっています。

10 月 15 日に再裁定が行われた方については、11 月に年金をお支払いすることとなるため、その締切期日である 10 月 21 日までに支給停止の処理を行う必要がありました。

しかしながら、その入力データの一部が 12 月に年金をお支払いする方のデータ（11 月 19 日までに入力すべきデータ）と混在したため、期日までに入力されていなかったことが誤りにつながった原因と考えられます。

（件数及び後日返還していただくこととなる金額）

15 名 総額約 1,755 万円

（改善策）

支給停止処理の対象となる入力データについて、入力の締切期日が異なるデータが混在しないよう、再裁定が行われた日単位で分別して保管するよう徹底を図りました。

再裁定による給付誤りの金額内訳

(単位:円)

項番	再裁定による増額 (直近5年分) (A)	再裁定に伴って11月 に支給される金額 (B)	事務処理誤りにより 過払いとなる金額 (A - B)
1	1,471,500	2,955,650	-1,484,150
2	78,434	1,409,717	-1,331,283
3	327,950	1,697,450	-1,369,500
4	98,450	1,467,950	-1,369,500
5	1,305,284	2,713,000	-1,407,716
6	356,750	1,726,250	-1,369,500
7	1,035,918	2,328,984	-1,293,066
8	126,151	1,648,867	-1,522,716
9	249,950	1,619,450	-1,369,500
10	236,150	1,605,650	-1,369,500
11	252,952	442,868	-189,916
12	39,319	286,210	-246,891
13	474,433	1,805,716	-1,331,283
14	374,450	944,200	-569,750
15	1,306,200	2,637,483	-1,331,283
合計額	7,733,891	25,289,445	-17,555,554
一人当たり 平均額	515,593	1,685,963	-1,170,370

※ 今回の事案はいずれも、これまで加給年金額が支払われていなかったお客様に対して、本来支給すべきでない加給年金額をお支払いしたものであり、再裁定に伴う減額は生じていない。